

審 査 基 準

A-j-11

令和4年9月30日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第34条第7項
処 分 の 概 要： 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引 第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けるための 教習の課程の指定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に 関する規則第1条第7項(指定の基準等)
審 査 基 準： 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間： 30日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先： 愛知県警察本部運転免許課
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話 (052) 951-1611 内線 781-255
備 考：